

# 政府所有米麦の安全に係る対応指針

平成21年6月5日 21総食第 239号  
改正 平成22年10月1日 22総食第 594号  
改正 平成23年9月1日 23総食第 694号  
改正 平成26年6月6日 26生産第 719号  
改正 平成27年9月30日 27生産第1842号  
改正 令和2年10月1日 2政統第1157号  
総合食料局長通知

## 第1 目的

政府が所有する米麦（以下「政府所有米麦」という。）又は政府が販売し、譲渡し、若しくは貸付した米麦の摂取を通じて、国民の健康に被害が生じるおそれがある場合に、被害の拡大又は発生を防止するための対応を迅速かつ適切に行うことができるよう、平常時及び緊急時の基本的な対応指針を定める。

## 第2 対象

### 1 対象となる米麦

政府所有米麦であって危害要因が含有され、付着し、混入し、若しくは発生したもの又は政府が販売し、譲渡し、若しくは貸付した米麦のうち販売、譲渡若しくは貸付前に危害要因が含有され、付着し、混入し、若しくは発生したもの（以下「対象米麦」という。）

### 2 対象となる事態

対象米麦に含まれる次の危害要因により、国民の健康に被害が生じ、若しくは生じるおそれがある場合又は法令違反（法律に基づく命令、告示又は通知に違反する場合を含む。以下同じ。）となる場合（以下「対象事態」という。）

- (1) カビ毒
- (2) 重金属
- (3) 農薬
- (4) その他の化学物質
- (5) 異物（ガラス、針金片等）
- (6) 我が国で承認されていない遺伝子組み換え米麦等
- (7) その他対象米麦を通じた摂取により国民の健康に被害を及ぼすもの

## 第3 基本的考え方

- 1 国民の健康保護が最も重要であるとの基本認識に立ち対応する。
- 2 科学的知見に基づき対応する。

- 3 国民から、米麦の販売を行う事業者として高い期待を受けていることを自覚し、対応する。
- 4 米麦の輸入、買入れ、保管、運送、販売の各段階において、基本要領（米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）及び輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年7月1日付け21総食第102号総合食料局長通知）をいう。以下同じ。）に基づき対応するとともに、緊急時には、国民の健康に被害が生じることのないよう、また、被害が生じた場合であってもその被害が拡大することのないよう、必要な措置を迅速に講じる。
- 5 農林水産省政策統括官付貿易業務課長（以下「本省貿易業務課長」という。）及び地方農政局生産部業務管理課長（北海道にあつては北海道農政事務所生産経営産業部業務管理課長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課長。以下「地方農政局業務管理課長等」という。）は、次に掲げる者と緊密な連携を図る。
  - (1) 農林水産省内の関係部局（消費・安全局、農林水産技術会議事務局その他関係する部局をいう。以下「省内関係部局」という。）
  - (2) 関係府省等（食品安全委員会、消費者庁、厚生労働省その他関係する府省をいう。以下同じ。）
  - (3) 地方公共団体の農業部局及び衛生部局
  - (4) 政府が輸入・買入れする米麦の国内外の取扱業者（農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）から政府が所有する米穀（SBS方式により輸入された米穀を除く。）の販売、保管、運送等の一連の業務の委託を受けた者（以下「受託事業体」という。）を含む。以下「政府米麦取扱業者」という。）
  - (5) その他本省貿易業務課長又は地方農政局業務管理課長等が必要と認める者

（別紙1 「政府所有米麦の安全に係る対応の体制図」を参照）

## 第4 平常時の対応

### 1 対応の基本

- (1) 本省貿易業務課長は、対象事態が発生した場合に政府全体として整合性のとれた対策が講じられるよう、省内関係部局及び関係府省等との間で情報を共有するための体制を整備し、並びに対象事態が発生した場合の役割分担及び対応手順を明確化するよう努める。
- (2) 本省貿易業務課長及び地方農政局業務管理課長等は、緊急時に省内関係部局、関係府省等、地方公共団体の農業部局及び衛生部局、政府米麦取扱業者その他の関係者と連携して科学的知見に基づく迅速かつ適切な対応を行えるよう、これらの関係者と積極的に意見の交換を行い、米麦の生産、流通、加工、品質管理の状況等に関する情報の収集に努める。
- (3) 本省貿易業務課長は、これらの情報及び平常時に地方農政局業務管理課長等から

報告される情報の分析を行い、緊急時に活用できるよう備える。

- (4) 本省貿易業務課長及び地方農政局業務管理課長等は、関係府省等、地方公共団体の農業部局及び衛生部局、政府米麦取扱業者その他の関係者の連絡窓口、担当者等の名簿を整備し、随時、更新する。

## 2 情報の収集等

### (1) 情報の収集

本省貿易業務課長及び地方農政局業務管理課長等は、米麦に関する次の情報を収集する。

- ア 政府が買入れる米麦の生産情報、農薬の使用実態、生産地の重金属の汚染実態、その他危害要因の含有実態データ、品質（異物の混入等）、収穫（集荷）後の保管管理実態等
- イ 政府が輸入する米麦の集荷、船積み、海上輸送等の実態
- ウ 買入時の農産物検査の状況（結果）
- エ 買入後の保管、運送時の品質管理の実態
- オ 政府が販売した米麦の買受業者による保管や加工等の状況
- カ 政府が販売し、譲渡し、又は貸付した米麦の摂取に係る健康被害情報
- キ その他

### (2) 情報の収集先

本省貿易業務課長及び地方農政局業務管理課長等は、情報の収集先をリストアップし、各業務の担当職員等を通じ、定期的又は随時に情報収集を行う。

なお、情報の収集先には、次を含める。

#### ア 本省

- (7) 省内関係部局、関係府省等
  - (4) 独立行政法人農林水産消費安全技術センターの本部
  - (9) 政府が買入れる米穀の買入れ先である出荷業者が組織する全国団体
  - (5) 受託事業体及びその業務の再委託先（再委託先以降の委託先を含む。以下同じ。）
  - (4) 米穀の再調製業者が組織する全国団体
  - (4) 政府が輸入する米麦の輸入業者、輸出国の輸出業者
  - (4) 政府が販売した米麦の買受業者が組織する全国団体
  - (7) 海外の政府機関、検査機関、在外公館
  - (4) 理化学分析の実施機関
  - (2) 農産物検査の実施機関
  - (4) その他政府所有米麦に関連する試験研究機関
- イ 地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局農林水産部。以下同じ。）
- (7) 地方公共団体の農業部局及び衛生部局

- (イ) 独立行政法人農林水産消費安全技術センターの地域センター
- (ロ) 政府が買い入れる米穀の買入れ先である出荷業者
- (ハ) 受託事業体及びその業務の再委託先
- (ニ) 米穀の再調製業者
- (ホ) 政府が販売した米麦の買受業者
- (ヘ) 理化学分析の実施機関
- (ニ) 農産物検査の実施機関
- (ケ) その他政府所有米麦に関連する試験研究機関

### 3 緊急時への備え

政策統括官及び地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局農林水産部長。以下同じ。）は、緊急時に速やかに相談窓口を設置できるよう、あらかじめ相談窓口の担当職員を選定する。

### 4 対象事態の発生を想定した訓練の実施

本省貿易業務課長は、緊急時に円滑かつ的確に対象事態の発生に対処できるよう、対象事態の発生を想定した訓練を実施する。

## 第5 緊急時の対応

### 1 緊急時に対応する部署

政策統括官及び地方農政局長等は、対象事態が発生し、又はその発生が疑われる場合、それぞれ次の部署の職員を中心に対応させる。

#### (1) 本省

農林水産省政策統括官付貿易業務課（以下「本省貿易業務課」という。）の職員

#### (2) 地方農政局等

地方農政局生産部業務管理課（北海道にあっては北海道農政事務所生産経営産業部業務管理課、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課。以下「地方農政局業務管理課等」という。）の職員

### 2 対応の基本

- (1) 本省貿易業務課長及び地方農政局業務管理課長等は、対象事態の発生が疑われる情報（以下「疑義情報」という。）を入手した場合は、別紙2の「政府所有米麦の安全に係る緊急時の対応フロー図」に従って対応する。
- (2) 本省貿易業務課長及び地方農政局業務管理課長等は、疑義情報を入手した場合は、まず、健康被害の発生を確認する。
- (3) 健康被害が発生している場合、本省貿易業務課長及び地方農政局業務管理課長等は、国民の健康被害の拡大防止のため、省内関係部局、関係府省等、地方公共団体の農業部局及び衛生部局、政府米麦取扱業者その他の関係者と連携して迅速に対応策を講じる。
- (4) 健康被害が発生していない場合は、詳細な事実関係の確認及び情報収集を行い、

危害要因の特定を行うとともに、健康への影響の有無を確認する。

- (5) 本省貿易業務課長は、第4の2の(2)に規定する情報の収集先からの情報収集による現状把握並びに対象事態の発生原因及び発生経路の究明を行うとともに、情報の公表の要否、公表のタイミング、公表の方法等についても検討する（公表の考え方や公表事項については、「第6 情報の公表」を参照）。
- (6) 本省貿易業務課長及び地方農政局業務管理課長等は、迅速かつ的確な対応が、食料消費の混乱及びそれに伴う経済的被害の発生を防止することに留意し、情報の公表を行う場合には、国民に対し、迅速に、公表時点における正確な情報を提供する。

### 3 初動対応

#### (1) 対応の基本

初動対応を行うに当たっては、疑義情報を受け付けてから短時間で情報の内容を確認し、問題点を把握することにより、健康被害の発生又は拡大を防止することが可能となることに留意する。

#### (2) 事実関係の確認及び情報収集

本省貿易業務課長及び地方農政局業務管理課長等は、疑義情報を得た場合は、直ちに、健康被害の発生の状況及び危害要因の種類について確認するとともに、次の点に留意し、迅速に、事実関係の確認及び情報収集を行う。

ア 必ず一次情報を確認する。

イ 本省又は地方農政局等の職員が実際に現場に出向いて確認する。

ウ 異物混入、カビ等目視可能なものは、職員が実際に確認し、写真を含めて状況を記録する。

エ 問題となっている対象米麦の所在地、数量、保管等の状況について、写真を含めて状況を記録する。

オ 問題となっている対象米麦の流通実態（銘柄、契約番号、入在庫量、出荷日、出荷先、在庫量等）を調査する。

カ 理化学分析の情報（カビ毒、重金属、残留農薬等の含有量）が提供された場合には、当該分析に使用されたサンプルを入手するとともに、その分析法及び分析精度、検出濃度、検出ロット並びに検出状況の把握に努める。

キ 新聞、テレビ等の報道があった場合には、その内容を速やかに把握する。

ク 健康被害の原因が不明であったり、危害要因の特定及び分析が難しい場合には、より詳細な情報収集に努める。

#### (3) 第1報の報告等

ア 地方農政局業務管理課長等は、(2)により疑義情報を得た場合は、得た情報を第1報として、本省貿易業務課長に直ちに報告する。なお、報告の内容には、健康被害の発生の状況及び危害要因の種類並びに当該情報の入手先及び入手方法に関して得た情報を含める。また、報告を口頭で行ったときは、報告後速やかにその内容をメール等で再度報告する。

イ 地方農政局業務管理課長等は、第1報の報告後、(2)による事実関係の確認及び情報収集を行ったときは、その内容を、順次、速やかに本省貿易業務課長に報告する。

(4) 情報の報告及び健康被害発生時の対応

ア 本省貿易業務課長は、(2)により収集した情報及び(3)により報告を受けた情報（以下「収集情報等」という。）を政策統括官に直ちに報告する。

イ 政策統括官は、アの報告により既に健康被害が発生していることを確認したときは、直ちに5に規定するところにより対応チームを設置し、必要な措置を行わせる。

(5) 情報の共有

ア 本省貿易業務課長は、収集情報等を省内関係部局と速やかに共有する。

イ 本省貿易業務課長及び地方農政局業務管理課長等は、危害要因等に関する新たな知見等を得たときは、省内関係部局、関係府省等、地方公共団体の農業部局及び衛生部局、政府米麦取扱業者その他の関係者と共有する。

(6) 情報の記録

本省貿易業務課長及び地方農政局業務管理課長等は、収集情報等について、随時、情報を収集した日時、入手先、入手方法、確認者、確認内容（写真等を含む。）、確認内容に係る事案が発生した日時等を具体的に記録する。

4 情報の分析及び措置の決定

(1) 情報の分析

本省貿易業務課長は、収集情報等を、次の点に留意して分析し、その結果を政策統括官に速やかに報告する。

ア 対象米麦に含まれる危害要因

イ 健康被害が発生する可能性

ウ 健康被害が発生した場合に想定される影響、程度（急性・慢性、致死性の有無等）及び広がり（販売・流通範囲、被害者数等）

(2) 緊急性の判断及び措置の決定

政策統括官は、(1)による情報の分析結果により緊急性を判断し、次のいずれかの場合に該当すると認めるときは、6又は7のいずれかに規定する措置を講ずるよう、本省貿易業務課長、地方農政局業務管理課長等及び政府米麦取扱業者その他の関係者に対する指示を行う。

ア 健康被害は発生していないが、今後発生するおそれがある場合 6に規定する措置

イ 健康被害が発生することは想定されないが、法令違反である場合 7に規定する措置

5 既に健康被害が発生している場合の対応

(1) 対応チームの設置

ア 政策統括官は、継続性及び一貫性のある対応を図るため、本省対応チームを設置するとともに、健康被害が発生した地域を管轄する地方農政局等に地方対応チームを設置するよう地方農政局長等に指示する。

イ 本省対応チームは、本省貿易業務課長を長とし、別紙3に掲げる本省貿易業務課関係班の職員を中心に構成する。

ウ 地方対応チームは、地方農政局生産部長（北海道農政事務所にあつては生産経営産業部長、内閣府沖縄総合事務局にあつては農林水産部生産振興課長。以下同じ。）を長とし、地方農政局業務管理課等の職員を中心に構成する。

## (2) 流通経路からの排除

本省対応チームは、健康被害の拡大防止のため、健康被害を生じさせている対象米麦およびその製品（以下「原因米麦等」という。）を流通経路から直ちに排除するため、原因米麦等のうち政府所有米麦については自ら出荷停止、回収等の措置を講ずるとともに、それ以外の原因米麦等については、当該原因米麦等を所有する政府米麦取扱業者その他の関係者に対し出荷停止、回収等を要請する等必要な措置を講ずる。

## (3) 原因米麦等の健康への影響分析及び対策

本省対応チームは、原因米麦等の健康への影響の程度を分析し、その結果を踏まえて必要な措置を講ずる。

## (4) 省内関係部局、関係府省等との連携

ア 本省対応チームは、地方対応チーム、省内関係部局、関係府省等、政府米麦取扱業者その他の関係者と情報交換及び連絡調整を行い、相互に連携して対応する。

イ 地方対応チームは、本省対応チーム、地方公共団体の農業部局及び衛生部局その他の関係者と情報交換を行い、相互に連携して対応する。

## (5) 消費者への情報提供

ア 健康被害の拡大防止のためには、原因米麦等の流通経路からの排除に加え、消費者に正確な情報を発信し、原因米麦等の摂取を防止する必要があることを踏まえ、本省対応チームは、省内関係部局、関係府省等と連携して、原因米麦等の健康への影響の程度及び発生原因、原因米麦等の流通の範囲及び識別の方法等について取りまとめる。これに基づき、消費者への情報提供を迅速かつ正確に、また、分かりやすく行う（「第6 情報の公表」を参照）。

イ 本省対応チームは、原因米麦等の供給の停止により、関係する食品の需給及び価格の安定が著しく阻害されるおそれがある場合には、

(7) 需給及び価格並びに消費動向の調査

(4) 代替品の円滑な供給のための対策

等を行うとともに、その対応状況について広く情報提供を行う。

## (6) 相談窓口の設置

ア 政策統括官は、政府が販売した米麦の買受業者及び一般消費者からの問い合わせ

せに対応するための相談窓口を本省に設けるとともに、地方農政局長等に対し、地方農政局等に相談窓口を設けるよう指示する。

イ 本省対応チーム及び地方対応チームは、相談窓口が設置されたときは、第4の3により選定した職員に対し、(5)の情報を提供する。

ウ 政策統括官及び地方農政局長等は、アにより相談窓口を設置したときは、速やかに連絡先、受付方法及び受付時間を公表する。

## 6 健康被害は発生していないが、今後発生するおそれがある場合

### (1) 移動の凍結

ア 本省貿易業務課長は、健康被害の発生防止のために、直ちに暫定的な措置として、健康被害を発生させるおそれのある対象米麦及びその製品（以下「問題米麦等」という。）の移動を凍結するため、問題米麦等のうち政府所有米麦については、自ら出荷停止等の措置を講ずるとともに、それ以外の問題米麦等については、当該問題米麦等を所有する政府米麦取扱業者その他の関係者に対し出荷停止を要請する等必要な措置を講ずる。

イ 本省貿易業務課長は、問題米麦等の汚染状況を確認し、回収すべきロットを特定する。

ウ イで特定したロットについて、当該ロットのうち政府所有米麦については自ら回収する等の措置を講ずるとともに、それ以外のロットについては、当該ロットを所有する政府米麦取扱業者その他の関係者に対し回収を要請する等必要な措置を講ずる。

### (2) 問題米麦等の健康への影響予測及び対策

本省貿易業務課長は、問題米麦等の健康への影響の程度を予測し、その結果を踏まえて必要な措置を講ずる。

### (3) 省内関係部局、関係府省等の関係者との連携

ア 本省貿易業務課長は、地方農政局業務管理課長等、省内関係部局、関係府省等、政府米麦取扱業者その他の関係者と情報交換及び連絡調整を行い、相互に連携して対応する。

イ 地方農政局業務管理課長等は、本省貿易業務課長、地方公共団体の農業部局及び衛生部局その他の関係者と情報交換を行い、相互に連携して対応する。

### (4) 消費者への情報提供

健康被害の発生防止のためには、問題米麦等の移動の凍結に加え、消費者に正確な情報を発信し、問題米麦等の摂取を防止する必要があることを踏まえ、本省貿易業務課長及び地方農政局業務管理課長等は、消費者への情報提供を、迅速かつ正確に、また、分かりやすく行う（「第6 情報の公表」を参照）。

### (5) 相談窓口の設置

ア 政策統括官は、政府が販売した米麦の買受業者及び一般消費者からの問い合わせに対応するための相談窓口を本省に設けるとともに、地方農政局長等に対し、

地方農政局等に相談窓口を設けるよう指示する。

イ 本省貿易業務課長及び地方農政局業務管理課長等は、相談窓口が設置されたときは、第4の3により選定した職員に対し、(4)の情報を提供する。

ウ 政策統括官及び地方農政局長等は、アにより相談窓口を設置したときは、速やかに連絡先、受付方法及び受付時間を公表する。

#### 7 健康被害が発生することは想定されないが、法令違反である場合

##### (1) 法令違反の対象米麦の取扱い

本省貿易業務課長は、法令違反の対象米麦の取扱いを当該法令の担当部局又は府省と協議し、その結果に基づき、回収を要請する等必要な措置を速やかに行う。

##### (2) 事実関係の公表時の対応

誤った情報による買控え等、食料消費行動に混乱が生じないように、本省貿易業務課長は、科学的知見に基づく健康への影響の程度を分かりやすく消費者に情報提供する（「第6 情報の公表」を参照）。

### 第6 情報の公表

#### 1 基本的考え方

対象事態の発生の際に、消費者の食料消費行動に混乱が起きないようにするため、また、健康被害等の拡大を防止するためには、マスコミ発表及び情報の公表が極めて重要である。

マスコミ発表及び情報の公表は、以下の基本的考え方に従って行う。

- (1) 情報提供の透明性を保ち、絶対に嘘をつかない。
- (2) マスコミ発表は、国民への重要な情報伝達的手段であるとの認識をもって、報道関係者等と接する。
- (3) 国民や報道関係者等が理解しやすく、また利用しやすい資料を作成する。
- (4) 「風評被害」という文言は、以下の理由から公表資料での使用は避けるようにする。

ア 風評が増大する原因が「問題の重要性」又は「状況のあいまいさ」のいずれの場合であっても、リスク管理当局に責任があること

イ 消費者から、「風評被害」という言葉は、消費者に被害の原因を押し付けているとの批判があること

#### 2 事実関係の公表

##### (1) 公表する事項

本省貿易業務課長は、アからウまでのそれぞれの段階で、次の事項を含めて公表する。

ア 発生時点

(7) 事実関係

(4) 対象製品名等の情報

- (h) 公表時点で確認できた安全性に関する考察
- (i) 消費者がリスクを避けるための具体的な方法

イ 途中経過（発生当初は随時）

事実の進展状況

ウ 最終報告

- (7) 事案の概要、総括
- (4) 再発防止策

(2) 公表に用いる媒体

本省貿易業務課長は、次の媒体を活用して情報を公表する。

ア プレスリリース（必要に応じてマスコミへの説明）

イ 農林水産省ホームページ

ウ 都道府県庁ホームページ

エ 消費者の部屋

## 第7 再発防止策等の検討及び共有

### 1 原因の究明

本省貿易業務課長は、収集情報等、講じた措置等を、時系列に整理し、対象事態の発生原因を究明する。

### 2 再発防止策の検討

本省貿易業務課長は、1の結果を踏まえ、改善点を洗い出し、再発防止策の検討を行う。

### 3 将来に向けた未然防止策の検討

#### (1) リスク低減の技術開発等

本省貿易業務課長は、第2の2に掲げる危害要因による健康被害発生リスクについて、そのリスクを低減する必要性が高いと考えられるものについては、対応策を検討するとともに、対象事態の発生を未然に防止するために、必要に応じ、次の対応を行う。

ア 技術的にリスク低減が可能と考えられる場合は、農林水産技術会議事務局へリスク低減技術の開発研究の依頼を行う。

イ 研究開発された技術について全体としての実行可能性を検討する。

ウ 必要に応じ、消費・安全局と協議する。

#### (2) リスク低減策の検討

本省貿易業務課長は、開発された技術等について具体的実施方法を検討する。

### 4 再発防止策等の共有

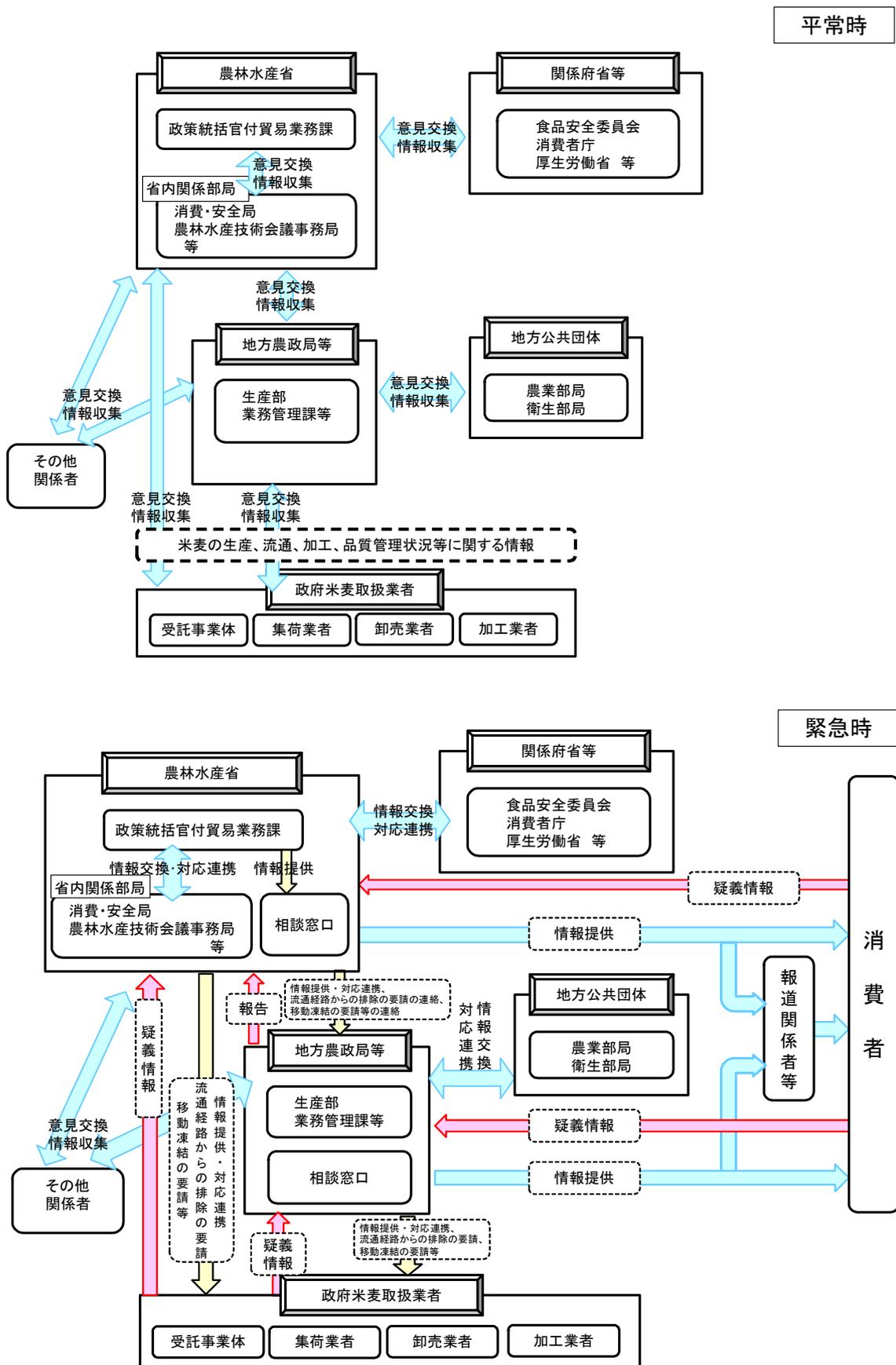
本省貿易業務課長は、2による再発防止策の検討結果及び3による未然防止策の検討結果を地方農政局業務管理課長等、省内関係部局、関係府省等、政府米麦取扱業者

その他の関係者に共有する。

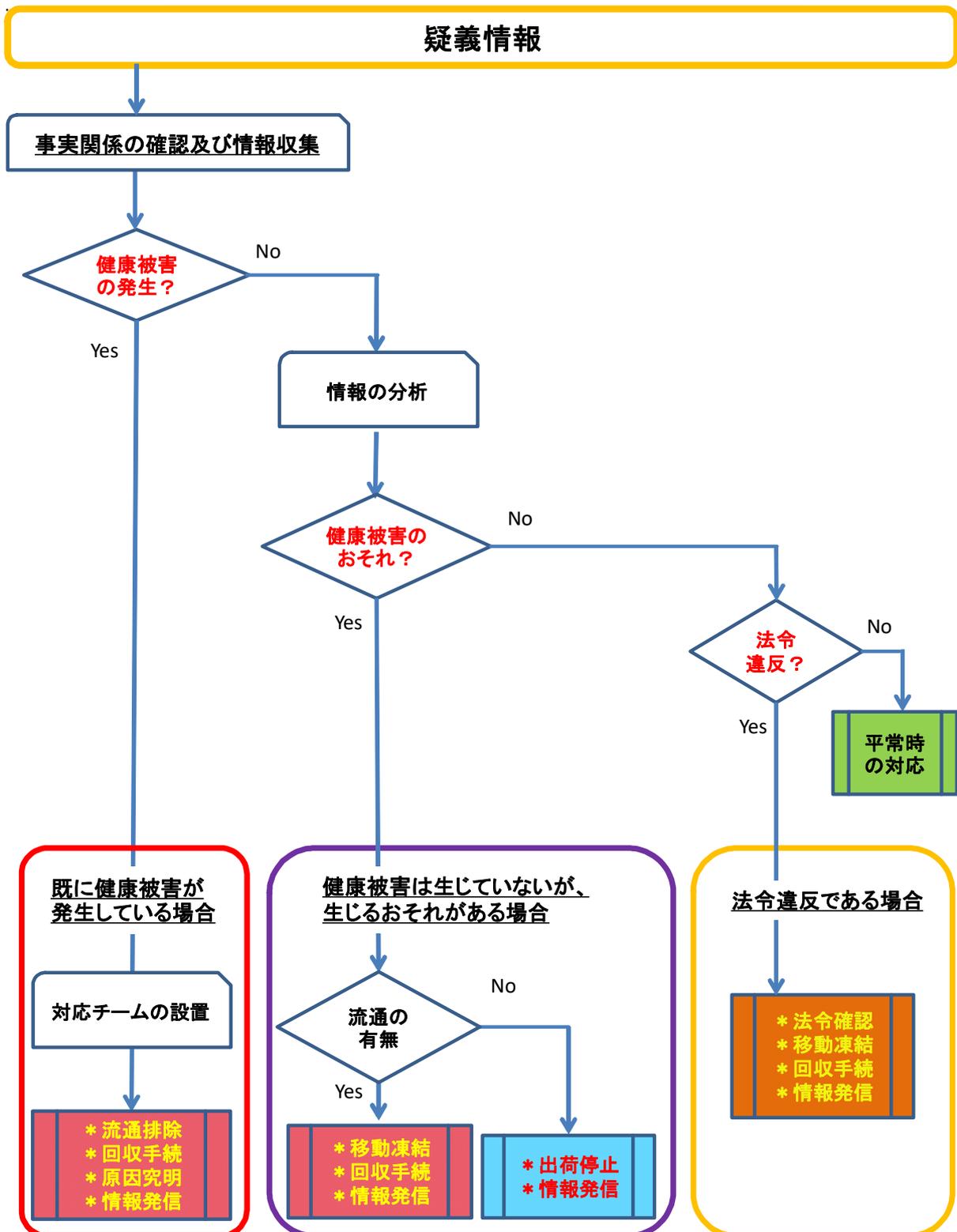
## 第8 本指針の見直し

- 1 政策統括官は、本省貿易業務課長に、本指針に基づく、平常時及び緊急時の対応、情報の公表並びに再発防止策等の検討に係る経緯等（以下「対応の経緯等」という。）について点検・評価させるとともに、反省すべき点についての改善策を検討させ、その結果に基づき随時本指針の見直しを行う。
- 2 本省貿易業務課長及び地方農政局業務管理課長等は、対応の経緯等を詳細に記録し、将来の基礎資料として分類・保存する。

(別紙1) 政府所有米麦の安全に係る対応の体制図



### 政府所有米麦の安全に係る緊急時の対応フロー図



(別紙3)

本省対応チームの構成

構成員	
政策統括官付貿易業務課長	
米麦品質保証室長	
貿易業務課貿易業務管理官	
総括及び総務班	
品質管理班	
(米の場合)	(麦の場合)
米穀業務班・契約第1班	麦類需給班
貿易企画班	麦類業務班
契約第2班(米)	契約第2班(麦)
港湾管理班	港湾管理班

附 則

この通知は、平成26年6月6日から施行する。

この通知は、平成27年10月1日から施行する。

この通知は、令和2年10月1日から施行する。